

平成20年 第5回
教育委員会定例会会議録

平成20年5月13日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2258号

平成20年第5回定例会

日 時 平成20年5月13日（火） 午前10時06分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委 員	五味原 康
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	横 矢 真 理
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	参 事	山 本 修
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	森 信 二
	指 導 室 長	加 藤 敦 彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係	常 盤 茂

「議題等」

第1 会議録の承認 第2252号 第2回定例会（20年2月12日）会議録

第2 教育長報告事項

- 1 芝浦小学校移転候補地の進捗状況について
- 2 小学校校庭の整備のあり方について
- 3 適応指導教室の移転について
- 4 港区立生涯学習館条例の一部改正について
- 5 港区社会教育委員の一部変更について
- 6 生涯学習推進課月刊事業予定表について
- 7 生涯学習推進課各事業別利用状況について
- 8 図書館・郷土資料館の4月行事实績と5月行事予定について
- 9 教科書採択事務について
- 10 5月指導室事業予定について

- 11 平成19年度港区立幼稚園、小学校及び中学校卒業生等の進路状況について
- 第3 協議事項
- 1 学校選択希望制の見直しについて

「開 会」

○澤委員長 それでは、平成20年第5回港区教育委員会定例会を開会いたします。

次長はほかのどうしてもはずせない予定で欠席ということです。

前回の委員会から後、ミャンマーのサイクロンとか、昨日、中国で1万人近くが犠牲になる地震などの災害が世界で頻発しておりますけれども、我が国もそういう意味では気を引き締めていかなければいけないのかというように感じております。

(午前10時06分)

「会議録署名委員」

○澤委員長 本日の署名委員は、横矢委員、よろしくお願いいたします。

この議事の中で、教育長報告事項の番号、資料番号が1と3ということで、協議事項の方に2番を付してありますので、ご留意いただければと思います。

それでは、早速日程に入らせていただきます。なお、当初予定では、日程第2が今申し上げました資料番号2に関する協議事項ということでございます。これは少々時間をとって皆様のご意見をお聞きしたいと思っております。最初に教育長報告事項をやらせていただきますので、ご了承ください。

第1 会議録の承認

○澤委員長 まず日程第1は会議録の承認ですけれども、第2252号、平成20年2月12日開催、第2回定例会につきまして、承認ということでよろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。

第2 教育長報告事項

1 芝浦小学校移転用地の進捗状況について

○澤委員長 それでは、今申し上げました、予定では日程第3となっております教育長報告事項から始めます。

1番でございますけれども、芝浦小学校移転用地の進捗状況につきまして、庶務課長事務取扱 参事、よろしくお願いいたします。

○庶務課長事務取扱 参事 それでは、お手元の配布資料1番をご覧いただきたいと思っております。旧芝浜中学校及び三田三丁目用地（旧南海小学校）の一部の土地交換についてでございます。

芝浦小学校の移転用地につきましては、区長部局の方で現在交換ということで事務を進めていただいておりますので、教育委員会の方からどうこうということではございません。資料の右肩の上に、用地活用担当と名前がございます。この資料につきましても、用地活用担当部門の方でつくっていただいた資料ということでご報告をさせていただきます。

経緯につきましては、昨年の平成19年5月22日に、東京電力所有地を移転候補地として移転

することのみをこの教育委員会で決定していただきました。その後、教育委員会から区長部局の方へ用地取得の依頼を出しまして、現在事務が進んでいるところでございます。

土地交換につきましての現状でございますけれども、検討の結果ということで、地元要望等がございます、これに答えるため、旧南海小学校の敷地の一部、これは約2,700平米でございますけれども、これを残して、これ以外の用地を交換の用地とするということで現在進めております。対象の用地は、旧芝浜浦中学校及び三田三丁目用地（旧南海小学校）の一部ということで、区が取得する土地につきましては、芝浦4丁目3番4号の東京電力の用地でございます。面積につきましては、三田三丁目の用地は1万2,974.98平米、東京電力用地は1万3,882.5平米ということで進めております。

交換の時期につきましては、平成25年3月の予定でございます。これは、現在旧芝浜中学校は三田中学校の仮校舎として利用しておりますけれども、この後、赤羽小学校も改築計画がございますので、これが終わるのは平成25年の3月を予定しておりますので、このあたりの時期を交換の目途ということで整備をしていただいております。

裏面でございます。交換後の区有地の一部活用でございますけれども、地元の要望を踏まえた活用策の検討ということで、地域と協議をしながら進めていくということでございます。

今後の予定でございますけれども、5月16日に財産価格審議会が開かれまして、この用地の活用の方的な問題について議論をしていただいて決めるという予定でございます。5月21日の庁議で具体的な交換の内容、時期を庁議で決定し、これを受けて、6月末に予定されております総務常任委員会、用地活用担当ということで、財産の交換につきましては、総務常任委員会の所管になりますので、まず総務常任委員会で報告していただく。当日であれば、その時期に区民文教常任委員会でもこのような動きがあるということでご報告をさせていただきます。この報告が終了した後に、交換の具体的な協定を締結するということでございます。

交換の時期につきましては平成25年3月を予定しているということでございます。雑駁ですが、説明は以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。東京電力の土地を芝浦小学校のために取得するというので、土地交換につきまして、今庶務課長事務取扱 参事から報告をもらいましたが、何かありますか。

○小島委員 教育委員会としては、芝浦小学校・幼稚園のためにぜひ東京電力の土地を取得したいということで、お願いするという立場ですから、それ以上言う必要はないのかと思います。

東京電力の面積とこちらの面積で、東京電力の方が約900平米ぐらい多いのですよね。これは三田三丁目は山手線の内側で、芝浦四丁目は海岸寄りなのですが、時価的にはどのような感じになるのですか。

○庶務課長事務取扱 参事 この用地の交換につきましては、交換のいわゆる価値の評価の仕方かなり差があると聞いています。相手方の用地は正形であるが、区の用地は不正形など、いろいろと苦労があったと聞いております。

昨年12月25日なのですが、東京電力と区の用地活用担当部長名でそれぞれ合意をし

まして、第三者に不動産鑑定評価業務の共同発注に関する覚書というのを設けまして、それぞれの意見ではなくて、第三者にどういう評価額ということを客観的に調査してもらう。この鑑定結果については、それぞれ同意をするという中身で、その結果が2月末に出まして、若干土地につきましては金額的な差はあるやと聞いておりますけれども、そこら辺の対応につきましては、現在用地活用とも検討しているところで、ほぼ評価額については同意が得られたという状況でございます。

○澤委員長 ほかにございますか。これはそうすると、交換のための評価の違いはお金でと言うとおかしいのですけれども、そういうことになりますか。芝浦小学校の工事の開始というのはいつからということなのですか。

○学校施設計画担当課長 ほぼ1年後、平成21年です。

○澤委員長 来年。そうするとその時点で東京電力から当然借りるという、そういうことになるのですか。

○庶務課長事務取扱 参事 その点につきましても、ご指摘のとおり、平成25年3月に交換ですから、それまでは区の方としては用地を借りるということを今想定しております。ただ、その用地を借りる際に、どの程度の金額を払わなければいけないかということにつきましては、一定期間無料にしてもらおうと交換の中で盛り込むとかいろいろな方法があると思います。これにつきましては現在検討中ということです。いずれにしても、用地を借用することにつきましては変わりはありません。

○小島委員 それから南海小学校の一部を残す土地についての利用方法等については、これは教育委員会の所管ではなく、区長部局の所管ということでしょうか。

○庶務課長事務取扱 参事 そのとおりでございます。

○澤委員長 ほかによろしゅうございますか。それではありがとうございました。

2 小学校校庭の整備のあり方について

○澤委員長 続きまして、報告事項2番ですけれども、小学校校庭の整備のあり方につきまして、学務課長、よろしくお願いいたします。

○学務課長 それでは資料ナンバー3になります。小学校校庭の整備についてでございます。

現在、小学校の校庭表面は全てゴムチップ系舗装を行っております。校庭の整備を行うにあたり、子どもの遊ぶ場所でもあり、また、学校教育の活動の場ということで、よりよいものにしていきたいというところがございます。また、一方で芝生化にしたかどうかというご意見がありますので、芝生と言いましても、いろいろな芝生がございますので、どういったものがいいかということで私どものほうで検討しました。今回ご報告をさせていただきたいと思っております。

資料の方に沿ってまいります。現在の小学校の校庭でございますけれども、平均面積は大体2,700平方メートルということでございます。参考資料の1をご覧くださいますと、各小学校の敷地面積と校庭面積が載っております。大きいところでは芝浦小学校、港南小学校というのが大きいのですが、小さいところはやはり三光小学校の1,300㎡とか校庭としては広い校庭を持ってい

る小学校はございません。これは都心区の宿命というべきところもあるかと思います。表面の仕上げの状況は、先ほど申しましたように、基本的にはゴム系の仕上がりでございます。学校訪問に行かれた際に校庭を見られているかと思います。

校庭の役割でございますが、小学校の校庭といいますのは、非常に多目的に利用されているというのが現状でございます。学校教育で利用するだけではなく、休み時間の子どもたちの遊び場の役割もあります。そのときには竹馬ですとか、一輪車ですとかそういったものも使います。また、放課後や休みの日の校庭開放ということでも、子どもたちの遊び場として利用されています。社会教育の場としては、主に、スポーツということで、サッカー、テニス、野球といったものが、休みの日に校庭を借りてなされている。また、地域の関連では、防災訓練、季節の例えばお正月の餅つき大会ですとか、そういったものが行われているような状況でございます。そうした状況から、ほぼ1年中、お正月以外はほとんど動いているのかというぐらい、多目的に継続的に利用されているというのが、小学校の校庭の状況でございます。

次に、芝生化のメリットについて考えております。それが3番になります。これは、今のゴム樹脂系舗装との比較という点において記載しております。芝生化のメリットは何と言ってもクッション性が高いということで、足腰への負担の軽減と、けががしにくくなる。転んだからといって、けがをしないわけではないですがけががしにくくなる。寝転んで遊ぶことができる。そのときの感触も良い。そういうことで、遊ぶ子どももふえる。あと、精神的なゆとりができるということ、遊びが多様化するということが言われております。

ただ、芝生にも天然と人工という大きな分けがございます、これにつきましては参考資料2でこの比較を載せております。左側がロングパイル人工芝。ロングパイルというのは毛足が長い、人工芝の毛足が長いものということでございます。この人工芝と天然芝で比較をしております。子どもの動きというのにつきましては、ロングパイル人工芝と天然芝とでは大きな変化はありません。使用制限でございますが、ここがちょっと大きな違いがあり、2番3番あたりが大きく変わってきます。使用制限というのは、人工芝は、綱引き、縄跳び、一輪車、竹馬のこれは子どもの使用であれば大丈夫でしょうということになっております。大人の綱引きですとかいうのにつきましては、大きな力が一気にかかっていきますので、大人はちょっとやめていただきたいというのがあります。天然芝につきましては、こういったものにつきましては、基本的にはやってはいけないというか、やらない方がいいということでございます。

3番目、養生期間、養生期間は人工芝の方はございません。年間を通して利用が可能ということでございます。天然芝の方は、毎年一定の時期、1カ月間、2カ月程度の養生期間が必要になってまいりまして、その時期は、子どもたちは校庭では遊べないということになっています。

利用場所の集中ということで、私ども、例えばバスケットゴールの下ですとか、そういったところは子どもたちがよく飛びはねて遊んでいますので、そういった利用の集中する場所につきまして比較してみますと、人工芝の方は耐久性が高いということ。天然芝の方はかなり傷みが激しく出てしまうということでございます。

雨上がりの利用でございますが、人工芝の方はすぐに利用ができます。天然芝の場合は、雨上がりすぐではちょっとなかなか利用が難しいということになっております。

校庭開放でございますが、これは利用種目の制限が人工芝の方はございませんし、利用者によるメンテナンスも基本的には不要でございます。ただ、金属スパイクは使えないというのと、食べ物の持ち込みができなくなる。お茶や水程度ならば構わないのですが、食べ物の持ち込みは不可でございます。天然芝の方は、利用時間がふえますとどうしても芝の状況がよくなってきますので、一定程度の休息の時間をつくってあげることが必要でございます。例えば、1週間に1回程度は何も利用しない日をつくるとか、そういった工夫がどうしても必要になってまいります。

次に、メンテナンスですけれども、人工芝の方は基本的にメンテナンスフリーで、年に1回程度メーカーのメンテナンスがあればよりよいというふうでございます。天然芝の方は、天然芝自体が植物で生き物でございますので、日々の芝の状況のチェック、草取り、コアリング、これは空気を芝の根の中に入れる作業で、また、除草などの必要が生じた場合は、さらに、専門業者を入れてやっていかななくてはならないとなっております。ただ、人工芝と天然芝はやはり大きく違うのは、自然の風合いというのはどちらがよいと言われれば、確かに天然芝でございますし、ヒートアイランド対策にとってどちらがよいと言われれば、天然芝となります。そういった点につきましては人工芝はかなうことはできないということでございます。

1枚目に戻りまして、人工芝と天然芝を比較してまいりましたけれども、小学校の校庭を整備するにあたってどちらがよいかということを考えますと、やはり多目的に利用されて、それから継続的であるということから、人工芝の方が良いのではないかと考えております。

そこで、人工芝で一度校庭を試行的に整備してみようということを現在考えております。今年度、校庭改修の予定が麻布小学校でございますので、その麻布小学校の校庭を人工芝という形にしてみたいと思っております。工期としましては、夏休みの最初から入りまして、10月下旬までを予定しております。

2枚目にまいります。人工芝の種類でございますが、私どもの方で人工芝の選定委員会をつくりました。そのメンバーは小学校長会からの代表と、麻布小学校の校長と、教育委員会では次長と私、学務課長と、あと区民代表ということでお二人の方に入ってくださいまして、幾つか人工芝を挙げる中で、実際に視察もし、決定しております。

今、お手元にその見本品がございます。それを入れていくということで決定しております。人工芝は技術が日進月歩でございますので、3年ぐらいたつと製品が進化していつてしまうのですが、今のものにつきましては非常に耐久性に高いものという形になって、今の最先端の技術を使ったものとなっています。それを入れていきたいと思っております。

工事期間はおおむね3カ月から3カ月半程度ということで、夏休みから入りまして2学期に入ってから9月中旬までかかってしまうのですが、ここにつきましては、校庭の芝生の下にある路盤工事からきちんと整備していく関係で、どうしても工期が必要となっております。ボールのはね具合ですとか、仕上がり具合は路盤に影響を受けるところが大きいので、その工事をしっかりやっ

た上でやりたいと考えております。これにつきましては、学校とも調整を行っているところでございます。

最後に、参考資料としまして、中学校の方では天然芝生を入れております。参考資料5でございますけれども、6校に今のところ入っております。小学校の校庭の平均面積は中学校の半分なので、なかなか天然芝を植えるといっても難しいかと思っております。

それからちょっと説明が前後してしまいましたけれども、麻布小学校の図面が2枚入っていると思います。参考資料3になります。見取り図として、校舎がございまして、校庭がある図面が一つ。めくりますと斜線だらけの絵がございます。わかりづらいかと思いますが、こちらの図面を見てください。このような形で、黄緑の枠のところが人工芝でございます。全面人工芝となります。それで、この水色のところはパレット型の天然芝を入れます。直接植え込むのは無理なので、パレット型の天然芝を植えるということで、ほぼ全部が人工芝になるということで考えております。

それから、どうしても芝の話をしますとやはりヒートアイランド対策という観点からの意見があり、その面では天然芝の方がいいのではないかというご議論があります。しかしながら、学校教育に使うということがやはり前提でまずあること、なおかつ地域でも使われているという実態を加味しますと、天然芝はなかなか難しいかと考えております。とはいえ、ヒートアイランドへの対応という観点も重要ですので、校舎の屋上緑化をすすめており、天然芝が可能なのは入れていきたいと思っております。現在、屋上緑化に関しましては、10の学校で面積はさまざまでございますけれども進めております。今年につきましても、東町小学校で屋上緑化に取り組む予定でございますので、可能なのは天然芝を入れていき、実際こういった小学校の教育の方で使う部分につきましては、実態に合った、利用に耐えられるものを入れていきたいと考えております。以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。学務課長から、小学校の芝生化に関して、天然芝に変わるものということで報告がありましたけれども、何かご質問等あるいはコメントをいただければと思います。

○五味原委員 人工芝ですけれども、かつて青山グラウンドでやはり人工芝にして、短期間の間に浮き上がって問題が起きたことがありますので、特に今回は校庭ですので、浮き上がれば、きっと子どもたちのけがにつながりますので、この辺を十分に工事上也気をつけていただきたい。

○学務課長 工事に関しましては、教育委員会としても、初めてでございますので、最新の注意をはらっていきたいと思っております。

○小島委員 それはなぜそういう事態になったのですか。

○五味原委員 わからないけれども、施工なのか商品なのか。多分当時の施工の問題ではないかと思います。先ほどお話が出ていた地面の部分に対する処置が余りよくなくて、浮き上がったのだと思うのです。

○学務課長 この下に路盤が来て、その上に砂を飛沫状のものが、ここはゴムなのですが、この黒いのは実際ゴムですけれども、芝を張った上でこれを入れていくという形になるようござ

います。この下が路盤となります。この路盤台が大事だということです。もちろん透水性のものを
使いますので、雨が降ってもすぐはけるような形を考えております。

○横矢委員 質問なのですが、汚いものをこぼしてしまったときとか、例えば小学生ですと
戻しちゃったとか、そういうようなことが校庭でしたらいろいろ起きるような気がするのですけれ
ども、人工芝の場合は清掃とかというのはどういう形になりますか。

○学務課長 人工芝の場合、基本的には、ふき取って可能なものはそれに対応しますが、どうして
もとれないとかという状況になってきますと、その部分だけ張りかえという形になってまいります。

○横矢委員 茶色いチップの部分ありますよね。それというのは取りかえ可能なものなのですか。

○学務課長 これは補充が必要なものということになります。

○横矢委員 飛んでちょっとバラバラになっていくので補充していくという。それが年間に1回の
メンテナンスで済むということですか。

○学務課長 基本的に1回のメンテナンスでいいのではないかというのはメーカーの方の話です。
ただ、どうしても何度もこういうふうにやっていると、チップが横にはねていくので、でこぼこに
なるのです。その部分がもしそういうふうになったときには、その部分だけ補充するというこ
とは必要ようです。そんなに大きく偏るものではないので、よほどのことがない限りは大丈夫か
と思います。

○五味原委員 当時のものと比べれば非常によくなっている。

○教育長 メンテナンスのことも考えてやるということですよ。

○学務課長 メンテナンスの方は今業者にいろいろ聞いてやれるような体制をとります。

○横矢委員 あと全域にしてしまう場合に、何かトラブルはないのでしょうか。少し違うところも
残しておいた方が使いやすいのではないかと、何となく漠然と思ってしまいます。例えば、遊ぶと
きにボールをバウンドさせて遊んだりということをよく見かけますけれども、そういうのにはむい
ている。

○学務課長 バウンドもしますので大丈夫です。基本的にテニス、サッカーはこれで大丈夫です。

○横矢委員 例えば、お休み時間に何かボールで遊ぶみたいなことができますか。

○学務課長 それも試してまいりました。実際張っているところを見てきましたけれども、問題は
ないかと思います。

○小島委員 話に水を差すようで恐縮ですが、芝生化のメリットの説明はあるのに、芝生化のデメ
リットの説明がありません。デメリットはあるのですか。

○学校施設計画担当課長 一つはコスト的な問題です。ちょっとイニシャルが高いということがあ
ります。ただ、メンテナンス、先ほどの学務課長の資料の2番で、ライフサイクルで考えますと、
一番効いてくるのはこのメンテナンスの部分でして、張ってしまえば、基本的には人工芝はただで
すというのと、天然芝の場合は常時人を入れて管理しないとできないということですから、ライフ
サイクルで考えるとお得ですとは言えます。

○小島委員 今、全天候のこのゴム系と樹脂系というのがありますよね。これではちょっとまずい

というようなことはあるのですか。

○学務課長 このゴムチップ系は、多目的な利用には余りむかないというのがあります。例えばサッカーをやるにしても、ゴムチップの上ではなかなかやりにくい。やっではいますけれどもむかないであろうということがあります。それよりは人工芝の方がよりよいという部分があります。あとゴムチップ系は雨が降ると滑りやすくなるという部分がありまして、その部分が人工芝と比較すると劣る部分ではあります。

○五味原委員 従来の校庭のゴム系の樹脂ですか。あれですと、例えば子どもが転んだときにすりむきが多いとか、それから夏場、運動会を見ておりまして、お天気がよければ、素足では触れないぐらい温度が上がってしまう。その辺の問題点はこの芝ではいかがですか。

○学務課長 人工芝は確かに天然芝に比較すれば、温度は高くなるのですけれども、このゴムチップをカラーのゴムチップを入れることで多少温度を避ける効果があるということでした。ちょっと視察した中に保育園があったのですけれども、保育園の子どもたちははだしで遊んでいまして……。

○五味原委員 夏でも。

○学務課長 ええ。園の先生たちに、熱過ぎるということはありませんかと聞いたのですけれども、そういうことはありませんということでした。

○五味原委員 空気が抜けてくれるのですね。

○学務課長 そういう意味では、ゴムチップ系よりは、上がり方は上がるにしてもそんなには上がらないのではないかと思います。

○横矢委員 先月なのですけれども、先月末にアメリカの方で人工芝から鉛が検出されたということで、アメリカのニュースで見たのですけれども、今ちょっと確認したらニュースでやはり出ています。米消費財安全委員会から、競技場から高濃度の鉛が出たと、人工芝から。そういうことがあって、全体に調べるようになるというような話題があるのですけれども、それについてはご存じでしたか。

○学務課長 人工芝の製品には鉛は使っていないので、その土壌なり、工事の過程でどのようなものを使ったかというところだと思います。

○横矢委員 その鉛がもともと使われていたのではないにもかかわらず、鉛が検出された事例が見つかったために、アメリカで今話題になって騒動になっているよというのがあります。

○澤委員長 その辺は必要ならば調べていただいて。

○学務課長 その辺は確認をしてみます。

○横矢委員 よろしくをお願いします。

○澤委員長 私、記憶があやふやになってしまったのですけれども、今の赤坂小学校が屋上校庭で、たしか当初は人工芝だったと思います。そのときに結構温度が上がって、しかも子どもが転んだりすると、摩擦熱とかでひどくなるなどで非常に不評だったというような記憶があります。

○学務課長 その当時の赤坂小学校の人工芝というのは、テニスコートで使えるような短い毛足のもので、砂を入れるタイプのものでした。

○澤委員長 今回は、ゴムのようものですか。

○学校施設計画担当課長 サンドフィルタイプと言いまして、ここの黒い部分が砂なのです。芝の役目は砂を動かさないようにとめる役目でして、路盤の性能は砂で決まっていた。ゴムチップ系は弾性のスピードが速くて、はね返りのスピードが速いのです。それに対して砂を入れておきますと今度塑性と言いますか。当初の人工芝としてはそれが売りだったのですが、今の人工芝は改良型なのですけれども、砂がすごく動いてしまうのです。動いたところは単なる密度の低い人工芝になってしまうものですから、そこで擦過傷が起きる。そうすると何をしなくてはいけないかと言うと、常時砂を足して、先ほど教育長の説明にありましたが、メンテナンスが必要となります。

○澤委員長 整備が必要。

○学校施設計画担当課長 そうということです。かなりメンテナンスをやらなくてはいけない。それがあそこは屋上なものですから、メンテナンスの方が追いつかなかった。

○澤委員長 先ほどの学務課長の話ですと、幼稚園でしたか、保育園でしたか、使用しているのは。

○学務課長 保育園です。

○澤委員長 使われているから、その辺は随分改良されているのですね。

○学校施設計画担当課長 その素材がかなり違う。

○学務課長 今こちらの方の芝の方の素材も改良されていまして、以前は幅の長いテープを使ってそれを割くようなものだったのですけれども、これは最初繊維から編み出すということですので、なかなか割きにくいというふうに改良されてきています。

○澤委員長 いずれにしても、子どもたちにとっていいものでなければならない。先ほどの話のように、ヒートアイランドに関しては、教育委員会としては屋上緑化で対応するのですか。

○学校施設計画担当課長 今回の場合は生きている学校で使いますので、最大3カ月という工期の中でどうしても設定しなくてはいけないのですが、今新築で考えています港南小学校ですとか、芝浦小学校、こちらもロングパイル型の人工芝を予定しています。こちらは工期がとれますので、校庭の下に雨水のピットをつくりまして、雨が降ったら雨水をため込んで、晴れた日に蒸散をさせてこれをやりますと……。

○澤委員長 ヒートアイランドにも。

○学校施設計画担当課長 天然芝と同等の蒸散量が確保できますので、プラス3カ月ぐらいの期間があれば、ヒートアイランド現象から見ても見劣りがしないものができる。ただ、それをやりますと半年間、学校はちょっと校庭が使えないということになりますので、今回の麻布小学校の方は散水ですとかちょっとそういうことで考えたいと思います。新築の方は天然芝に対しても遜色のない。

○澤委員長 ヒートアイランドにも効果がある。

○学校施設計画担当課長 仕掛けを今研究しております。

○澤委員長 ではよろしく願いいたします。

3 適応指導教室の移転について

○澤委員長 それでは3番目でございますけれども、適応指導教室の移転につきまして、同じく学務課長、よろしくお願いします。

○学務課長 資料ナンバー4になります。適応指導教室（つばさ学級）の移転でございます。この教室の設置目的につきましてはもうご案内のとおりでございます。いわゆる不登校のお子さんたちのケア、在籍校への復帰を図っていくための施設でございます。対象者は区内の公立小・中学校に在籍するお子さんのうち、教育委員会が入級を決定した者でございます。

今現在、新橋2丁目にあります旧西桜幼稚園の部分を使っております。この教室を今年の9月ごろに移転をしたいと考えております。移転先としましては旧飯倉小学校の幼稚園部分でございます。

移転の理由としましては、現在、旧西桜幼稚園部分が土地計画決定されておりました、公園になっていくということが決まっております。今年の10月ごろから工事に入りたいということがございますので、その関係で移転をするということでございます。移転時期は9月を予定しております。以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。つばさ教室の移転につきまして報告をもらいましたけれども、何かございますか。

○五味原委員 新しい施設は旧施設に比べて広がるのですか。

○学務課長 面積的にはおよそ30平米ぐらい、余り大きくはなりません。ただ、今の場所では体育館が旧荏絵小学校まで行って利用しなくてはいけないのですが、旧飯倉小学校の場合は幼稚園部分の2階が体育館になっておりますので、移動はしやすくなるというか、同じ敷地内にございますので、そういったメリットはございます。

○澤委員長 今何人ぐらいが通われているのですか。

○学務課長 今6人のお子さんが通われています。

○澤委員長 旧飯倉小学校の幼稚園は、今は何も使っていない施設ですか。

○学務課長 何も使っていません。今飯倉小学校の方の校舎の1階部分には緊急保育事業ということで保育園が入っているのですが、幼稚園の部分と体育館の部分については、今利用はしていません。

○澤委員長 では保育園があるのであれば、つばさ教室のお子様方も結構にぎやかですかね。

○学務課長 基本的に別棟になっています。

○澤委員長 別棟ですね、確かに。ほかによろしゅうございますか。それではありがとうございます。

4 港区立生涯学習館条例の一部改正について

○澤委員長 4番目ですけれども、港区立生涯学習館条例の一部改正につきまして、生涯学習推進課長、よろしくお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは資料番号の5番をご覧ください。港区立生涯学習館条例の一部改正についてのご報告でございます。

今回の改正は、年末年始の開館日を1日ずつ割愛するということです。通年開館はしない形でございますけれども、臨時開館は区民サービスの観点から、必要があれば、日曜日及び国民の祝日等も開館日を持っているという内容になってございます。(1)の③のところでございます。休館日、現行と変更後、年末年始1日ずつ拡大をするという内容に変わっていきます。これは平成21年度からという形でございます。

改正の理由についてでございます。年末年始の休館日の整備について、他の区民活動施設ですね。例えば生涯学習センター、区民センター等、これらの施設については今年度12月28日と1月4日に開館いたします。また、スポーツセンターなども年末年始に既に開館していますので、足並みそろえてという形になります。

(2)のところでございますけれども、通年開館への対応ということで、開館当初、昭和51年開館時から平成9年9月まで、日曜日を開館していた経緯があります。ただ、そのとき利用が非常に少なく、通常年間、平日については、三けたの利用客があるのに、日曜日は一けたというようなこともございまして、平成9年10月からは月曜日にかえまして、日曜日を休館に変更したという経緯がございます。ただ、日曜日休館に変えてから約10年経過しておりますので、需要が全くないということはありませんということと、それからただ当該施設については、周りが静かな閑静な住宅地ということもございまして、周辺の住環境の配慮というようなことを考えまして、日曜日や祝日、恒常的には開館しないのですが、利用団体等の要望に応じては臨時的に開館することで区民サービスの向上を図っていくということで、今回お出しするものでございます。内容については以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。生涯学習館の休館日と、それから区民の皆様の便宜を図ろうということで報告をもらいましたけれども、何かございますか。

○小島委員 この日曜日等の臨時開館というのは、例えばどのような場合が考えられるのですか。

○生涯学習推進課長 例えば町会や自治会などが日曜日ちょっと使いたいのだけれどもというようなときには、大体1カ月ぐらい前に申し出ていただいた場合の対応を考えています。

○澤委員長 ほかにございますか。平成21年度からということですか。

○五味原委員 平成21年度ということは来年の年末年始。

○生涯学習推進課長 今年度はちょうど12月28日と平成21年の1月4日については日曜日ということもございます。

○澤委員長 実質は変わらない。

○生涯学習推進課長 変わらないということもございまして、平成21年という形になっております。

○澤委員長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

5 港区社会教育委員の一部変更について

○澤委員長 それでは、次に同じく生涯学習推進課長。港区社会教育委員の一部変更について、よ

ろしくお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは資料番号の6番をご覧いただきたいと思います。港区社会教育委員について、平成18年11月から平成20年の10月末までの任期でございます。今回変更がございましたものについて、ご報告するものでございます。

学校教育関係者につきましては、毎年4月の時期に校長会、会長先生が変わる。こちらの社会教育委員の構成メンバーとして、校長会の会長先生を当て職としてやっていた部分がございます。それで、今回高陵中学校、赤坂小学校、宮本先生と川嶋先生が会長を変わられまして、川嶋先生はご退職ということになりまして、今度平成20年4月1日から高松中学校の大泉先生、それから赤羽小学校の山越先生に社会教育委員としてメンバーに加わっていただくという形でございます。今回の変更点です。

それから、社会教育関係者の中で伊藤委員と南條委員については、今年の3月末まで現職でいらしたのですが、そこに記載しております役を退任されたということで元という形でございます。この点について変更があったということでご報告申し上げます。以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。社会教育委員のメンバーの交代と、あるいは現職の変更につきまして課長から報告もらいましたけれども、何かございますか。よろしゅうございますか。それではありがとうございました。

6 生涯学習推月間事業予定表について

7 生涯学習推進課各事業別利用状況について

○澤委員長 では、報告事項の6番目、資料番号としては7でございますけれども、生涯学習推進課月間事業予定表でございます。一応ここに資料の配布をもってご報告とさせていただきたいと思いますが、何か佐藤課長、特に。

○生涯学習推進課長 特にはございません。

○澤委員長 よろしゅうございますか。それでは後ほどお読みいただいて、何かございますか。

○教育長 ちょっといいですか。放課GO→のことなのですが、4月で全部スタートが切れているわけです。参加児童数というか、登録者数の変化というのは昨年度と今年度どのような違いがあるのか。例年とそう変わらないのか、それともふえているのか減っているのか、その辺はいかがでしょうか。

○生涯学習推進課長 ほぼ横ばいかと思います。ただ、学校によっては昨年登録数が非常に多かったところが今回少し落ちているところもございます。例えば、東町小学校の場合、昨年ですと100人近くあったのですが、今回若干人数が少し70人まで落ちているところの変化はございますけれども、ほかは大体昨年並みというような形になるのだと思います。

○教育長 どこも順調に進んでいるということでよろしいですね。

○生涯学習推進課長 総トータルも新規校がふえてございますので、総数は当然どんどんふえているということでございます。

○澤委員長 それでは、この資料8の事業別利用状況につきましては何かほかにございますか。よろしゅうございますか。それではありがとうございます。

8 図書館・郷土資料館の4月行事実績と5月行事予定について

○澤委員長 報告事項の8番目ですけれども、資料ナンバー9になります。図書館・郷土資料館の4月行事実績と5月行事予定についての資料です。これも資料の配布をもって報告とさせていただきますと思います。課長、何かありますか。

○図書・文化財課長 本日のところはございません。

○澤委員長 よろしゅうございますか。それでは、何かこの件につきましてご質問等ございますか。

おはなし会が1年ぐらい前か2年ぐらい前は結構2人とか3人とかと何かすごく寂しい状況もときどきあったのですけれども、今五味原委員のお話でも、最近は比較的何か定着してきた。

○図書・文化財課長 定着してきたのだと思います。

○澤委員長 それではよろしゅうございますか。

9 教科書採択事務について

○澤委員長 報告事項9番目でございますけれども、教科書、今年度大きなことの一つに教科書の採択のことがございます。それにつきまして、指導室長、よろしくお願いいたします。

○指導室長 それでは、教科書採択事務につきましてお手元の資料10をもとに若干ご説明したいと思います。

小学校の新しい学習指導要領が平成23年からということですので、新しい学習内容で学習するまで平成21年平成22年につきましては教育の内容は変わりません。したがって、教科書も変わりません。採択事務につきましては簡略化して、前回本区の教育委員会の方でご採択いただきましたので、それをもとに使うということが前提でございます。

ただ、実際に4年間使ってみまして、子どもたち、あるいは保護者、あるいは先生方から、何か特段あればということで、その意見をとりあげるような形式はとりたいと考えてそのような流れになってございます。

概要でございますが、各小学校で全種の教科書につき研究と書きましたけれども、実際には使った教科書についてのみ考えて、様式に記載していただくということです。調査研究委員会そして選定研究委員会を行いまして、教育委員会に選定資料ということでお出しします。

日程につきましては、その下の方に5月20日第1回選定研究委員会から選定研究委員会は2回、それから調査研究委員会も2回行いまして、7月22日教育委員会にて採択の予定でございます。

実際には使ってみてどうだったかというところで、様式に特段あれば書いていただいて、なければ「なし」というような形でご報告を受けまして、教育委員会で採択いただければと思っております。

なお、特別支援学級のお子さんが使う本につきましては、学校から一般図書あるいは文部科学省等からいただきましたものから選んで、基本的には同じ時期にご採択していただきたいと考えております。以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。今年度、小学校教科書採択の日程等につきまして指導室長から説明をもらいましたけれども、何かございますか。

○小島委員 今のお話で、使った結果、こういうようなという意見が出た場合の意見は、我々に発表になるのでしょうか。

○指導室長 選定研究委員会の資料として、最終的にこの教育委員会に資料を提供させていただきます。

○澤委員長 指導室長、バックグラウンドとして、本来であれば、こういう交換の時期ですから出版社も何か手ぐすね引いていろいろかえてくれと言うような気がしないでもないのですが、学習指導要領が新たに変わったりして、その対応ということなののでしょうか、出版社の現状というのは。

○指導室長 教科書がどのような流れでできていくかと若干ご説明します。学習指導要領は3月の末に告示されました。それをもとに文部科学省が、今度は解説資料といいまして、その中身をもう少し具体的にしたものを作成していきます。それがないと出版者の方で具体的にどのような内容を教科書に盛り込んでいいのかということがわかりません。したがって、国がその解説書なるものを先につくります。その解説資料ができてから教科書会社が検定を受けるための教科書づくりに入ります。今回は途中の採択の時期ではございますが、そのことで精いっぱい、新たにという考えはあってもなかなかできない状態だと思います。以上でございます。

○澤委員長 そうすると、今回のこの採択、調査研究委員会では、現状、先ほど指導室長が言われたように、現状の問題点等を洗い出して、次の採択の参考にするような資料をつくるということですか。

○指導室長 あくまでも、今回の採択についての資料ということでお考えいただきます。

○澤委員長 では何か物すごく悪ければ変えるということもあるという。今現状の教科書の中で出版社を変えてということはあるわけですね。

○指導室長 原則はそうでございます。新たに採択いただくわけです。ただ、前回その議論を全てしていただいた上でということになります。

○小島委員 前回、採択した委員の責任をとらなくては。

○澤委員長 それはそうですけれども、人間というのは過ちもある。

○五味原委員 そうしますと、従来の選定のときには、調査研究委員会の委員長から説明受けますよね、各教科に関して。これはないわけですね、書いたもののみですか。

○指導室長 基本的なその形はとりたいと思います。各学校から、あるいは調査研究委員会から特段気がついたこととか、不都合があれば、様式に記入されております。その説明も踏まえまして、必要ならば、こちらの方に委員長を呼びたいと思います。以上です。

○澤委員長 そうすると、従来のように、一つの教科についていろいろな会社という、そういうことはないということですね、基本的に。

ほかに何かございますか。

○小島委員 そうすると、次の選択はいつになるのですか。

○指導室長 先ほどの続きでございますが、6月から夏ぐらいまでの中で、解説資料を国がつくれます。その後、教科書会社が検定教科書の作成づくりに入ります。そうしますと、平成21年度に検定教科書が国の検定を受けます。通りましたら、それをもとに平成22年度に採択事務ということになります。平成23年度から実際に使っていきます。中学校はなおその1年先ということでございます。以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。

10 5月指導室事業予定について

○澤委員長 それでは報告事項の10番目でございますけれども、5月指導室事業予定のことにありますが、これも資料をもって報告とさせていただきたいと思います。資料ナンバー11でございます。指導室長、何か特に。

○指導室長 1点だけ、それでは事業名の下から四つ目。海外派遣の結団式です。いよいよ今年もでございます。26日月曜日ということで、教育委員の先生方にもご出席いただければと思います。今年も小学生が33名、中学生が40名ということで、海外の方に行ってまいります。その結団式でございます。どうぞよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○澤委員長 わかりました。5月26日月曜日3時半から当区役所におきまして第2回のオーストラリアへの派遣の結団式がございます。よろしくお願いいたします。何かご質問。

○小島委員 22日の幼児・児童・生徒の理解と対応で、電話相談の最近の傾向というのがありますよね。これ簡単で結構です。どのような相談が多いのでしょうか。あ、これからでしたか。では教育長の「質の高い学校教育の創造」というのはどのような内容なのでしょうか。簡単で結構です。

○教育長 これは例年初任者研修のこの会あたりに、港区の教育について、基本的な考え方を初任者の先生方に説明をします。信頼される学校づくり、区民とともにある学校づくり、それから子どもたちが誇れる学校づくり、これが三つの基本姿勢ですので、この三つの基本姿勢について、具体的には、例えば先生方の服装も含めた態度、姿勢、そういったことが港区の信頼される学校づくりには大変必要なのだ。また、区民とともにある学校づくりということになれば、当然区民、地域の行事、さまざまな事業がありますので、そういうことに対して学校の先生として、学校としてどのように協力をしていくのか。あるいは子どもたちが誇れる学校づくり。子どもたちは当然自分の学校を誇れるということは大好きな学校でなければいけないし、最も先生方が子どもたちに好かれてほしい、尊敬されてほしい。そのために先生方はどのような職務をしていけばいいのか。あるいは学校に対して、先生方自身が誇りを持つ。港区に対して愛着を持ち、その学校に対し、地域に対してやはり愛着、誇りを持っていくということが大切なのだというようなお話、さまざまそういう話

をさせていただきました。

それと同時に、子どもたちにとって最も大切な教育環境は、先生方1人ひとりということの自覚をこれからも持ってほしい。教員というのは研究職であります。教育の実践家でもあり、教育の研究職でもあるということ、その二つの自覚のもとに日々勉強してもらいたい。そのような話を簡単にさせていただきました。

○小島委員 なかなか結構なお話です。前に指導室長が、子どもたちに対して愛情を持って接しなくてはいけないという、教育長と指導室長、頼もしいですね。

○澤委員長 それでは、この指導室5月の事業につきましては、よろしゅうございますか。

○教育長 20日の教育特区担当者会議の2回目なのですが、これは中1の「英語・国際」の授業参観になっていて、六本木中学校でやると聞いていたのですが、港陽中学校とも入っているのです、これ2カ所で同時に授業をやるのでしょうか。

○指導室長 区内全域から参加者を募りますので、二つの会場で同時並行してやる予定です。参加者につきましては、地域によってこちらに行ってくださいという指示をしようと思っております。

○教育長 2カ所でやるのですね。大々的ですね。

○澤委員長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

○教育長 ぜひ一度先生方もお出かけいただいて、こういう授業、こういうことをやっているというのを。

11 平成19年度港区立幼稚園、小学校及び中学校卒業生等の進路状況について

○澤委員長 それでは報告事項11番目ですが、平成19年度港区立幼稚園、小学校及び中学校卒業生等の進路状況につきまして、指導室長、よろしくお願いいたします。

○指導室長 お手元の資料12をご覧ください。平成19年度の港区の区内の公立幼稚園、小学校、中学校の卒業生の、あるいは終了時の進路状況の表でございます。

ちょっとわかりにくいので、少しご説明したいと思います。まず、進路先でございますが、一番上から幼稚園、小学校、中学校になってございます。一番上幼稚園ですが、表の一番左下のところに修了児総数というのがございます。男子158、女子128、合計286ということで、本区の公立幼稚園の修了児が286名いたという数字でございます。そのうち、区内の公立小学校、学区域内、学区域外がございしますが、合わせて258名。合計で言いますと90.2%の子どもたちが区内の小学校に通っているということでございます。そういう表でございます。なお、ちなみに網かけの部分は平成18年度の実態です。比較してみますと、ほぼ公立幼稚園からは公立小学校へ通っているという数字が上がっております。

2番目でございますが、公立の小学校から公立の中学校等へ行っているという表でございます。卒業総数、男子488、女子443、合計931名中、区内の公立中学校に通っている生徒が、学区域内が266名、学区域外が215名、合わせて19年度は51.7%です。ちなみに平成18年度は54.2%でございました。区内外の私立中学校へ通っている生徒は39.0%。そのほか

都立中学校、特別支援学校等が5.2%で、合わせて100%という数字でございます。

最後に、中学校の卒業生の進路状況でございます。総数が573名、そのうち都立、全日制、定時制、通信制合わせて42.1%、高専が0.5%、私立が49%という数値になっています。以下、そこに細かい数値になっています。なお、一番下、進学を希望して未定4名と書いてございますが、その後、連絡等してみたところ、来年度に向けての準備3名、それから現在でも不明ということが1名、このような状況が確認されております。以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。幼小中の進路状況ですけれども、何かございますか。これは教育委員会にとって非常に重要な数値でございます。

○小島委員 この表を見ると非常にいろいろな問題点が浮かび上がってくるという気がします。区立幼稚園から区立小学校へ行く生徒が90.2%ということで、これはまあまあこういうことなのかということです。あと小学校から中学校へなのですが、小学校から中学校は公立中学校へ行く生徒が去年より減ったのですか、これ。私立中学校へ行く生徒がふえたということですか。

○指導室長 委員がおっしゃるとおりでございます。公立中学校、区内が51.7%、区外が3.1%、合わせて54.8%で、昨年度は合わせて58.6%。その下で私立中学校が39%、昨年度が34.5%ですので、私立の方が多くなったという数値でございます。

○小島委員 それはそれほど大きく差があるわけではないのですが、これだけ頑張って今中学校の魅力を高める努力をしているので、ちょっと残念かと。

○澤委員長 そうですね。前にも教育長からも話が確かあったかと思いますが、小学校も私立化という傾向がある。これは公立に来てもらっている小学生がどうだったかということですよ。それ以外に私立に行ったりして、いるわけですが、その公立に来ていた小学校の卒業生が、残念ながら昨年度よりも数値としては私学に流れているという。うちの中学校も随分頑張ってくれていると思うのですが、それが数値の上ではちょっと出てきていないというような、そういう印象も持てます。

○小島委員 それで、あと都立中学校に11名で1.2%なのですが、平成18年度のところは特別支援その他と合わせて5.8%という数字なので、平成18年度の都立中学校へ行った人の数とパーセンテージというのはわかるのですか。

○指導室長 今持っていないです。

○小島委員 港区の優秀な生徒を他の都立中学校や、他の区立中高にとられたくないという潜在的意識があるものですから、この数値は非常に気になるのです。

○澤委員長 これは、指導室長、確認ですが、都立中学校というのは中高一貫教育ということですね。

○小島委員 これは港区でも中高一貫校をつくったらどうかとかいう、PTAの方からの意見もあります。ほかにとられてしまうのは嫌であるという感じで見ています。11名ということは、今後ふえていくのかどうか。

○澤委員長 どうですか、指導室長、その辺のところは、見通しというか。

○指導室長 言いづらいところではございますが、ふえていくと思います。都立、東京都の方もそういう方向で数がそろってきております。今までは白鷗を初めとして少なかったですが、だんだんそれぞれの地域ごとに中高一貫校をつくり始めていますので、都の方向によってはかなりそちらに流れていく可能性もあります。

○澤委員長 私立中学に行く子どもがそちらに流れてくれればいいのですが。

○小島委員 ただ各市との関係でいろいろありますから、私立は港区立中学に来てくれるはずだったのが行ってしまう。

○澤委員長 その可能性は高いでしょう。

○小島委員 我々の中学校の魅力を高める努力に対して水を差すようなものです。

○澤委員長 それはなかなか確かに難しい状況があります。

○五味原委員 この特に小学校卒業生の区立への進学率はアバウト50%になりますか。ほかの区ではどうなのでしょう。例えば、中央、千代田、新宿は。今でなくても結構です。

○指導室長 現在、具体的な数値は持ち合わせてございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

○五味原委員 よろしくをお願いします。

○小島委員 それから小学校の卒業の進路ですが、区内の学区域内が266、学区域外が215ということは、選択希望制の結果、約4割、5割近く選択希望制を利用しているということです。それは非常にいいことなののでしょうか、どういうことなののでしょうか。

○五味原委員 やはりこれは一番、クラブの部活の問題とか、その辺が一番ひびいているのではありませんか。

○教育長 選択制を実施している以上は選択をしている人が。選択している人は100%なのですが、学区内の選択をしている、学区外の選択をしているわけですから、選択としては100%選択しているわけです。学区外を選択するという方もこうやってふえているということは、選択制の意味がここにあるわけです。それをきちんと理解されて活用されている人がいるということでしょうね。

○澤委員長 五味原委員が言われたように、スポーツとかその他でも特徴のある、子どもに合った学校の選択。また、中学生ぐらいになると、ちょっと遠くへ行きたいなどという人がいたりするのではないですか。ですからそれはある意味では大いに活用していただいているという見方もできないことはない。

それから、中学校の卒業生の進路状況で都立高がふえていますよね。私学が3%減。都立高が頑張っているということですか。我々の随分前の話だと、都立高が頑張ってくると、公立中学校にも来てもらえるはずなのではないでしょうか。

こういうのはなかなか、一朝一夕ですぐ結果が出るものではないので、教育というのは。引き続き、各幼小中にはぜひともいい教育を、教育長が先ほど言われたように、区民から信頼される幼稚園、学校づくりを目指してやっていただいて、それを教育委員会がサポートしていくということが

当然大事なことだと思います。それが、小島委員が言われているように、数字であらわれてくるともっとうれしいのですけれども、各ご家庭がいろいろな価値判断で決めることです。

○教育長 一つは、やはり港区の義務教育の小中の公立学校ですね。そのかわりについて、もっとやはり区民の方々に知っていただくということが必要だと思うのです。最近、校長会でも話しているのは、公立の小学校の校長先生、中学校の校長先生方、つまり特に近隣の幼稚園、小中学校の具体的なつながりというものが、区民の皆さんにはっきりと目に映るような、そういった連携の仕方についてです。小学校は小学校、中学校は中学校ではなくて、やはり小学校の方からも中学校をよく見てもらって、中学校のよさをしっかりわかっていただいて、そしてそれを子どもたちや保護者にもちゃんと伝えていく。そのためには一緒に連携をしなければならないので、その辺をしっかりとやってほしいということは話をしております。

それからもう一つは、先ほども国際科の授業で、これは小学校中学校が一緒になってやる授業で、2カ所に分かれて、小学校の先生と中学校の先生が同時に勉強する研究授業です。こういうことを港区は教育特区としてやっているわけで、この辺を港区の小学校を出た子どもたちは、今度はそれを受けて中学校に行っているのですよというその流れというものをもっと鮮明に示していくということも大切なのではないかという気がします。ですから、こういう取り組みをもっと中だけでやるのではなくて、保護者を巻き込んで、保護者にも呼びかけて、こういう授業で、小学校ではこうやっているものが中学校ではこうなるのです。9年間で英語教育は港区はこうやるのですということをもっとわかっていただくようにすることが大事だと思います。

○澤委員長 では指導室長、1点だけ確認なのですけれども、この進路を希望して未定の方のうち、3名は次年度に向けてということは、いわゆる平たい言葉で言ってしまうと中学浪人ということを感じられてとそういうことですか。

○指導室長 来年度の受験の準備をしています。

○澤委員長 もう1名の方はその辺もはっきりしない。

○指導室長 留学の準備があるということです。

○小島委員 その点に関してなのですが、来年度に向けてという3名に対して、出身の中学校か、あるいは教育委員会か、何らかのサポート、手を差し伸べる余裕はあるのですか。何らかはできるのですか。

○指導室長 大変難しいご質問ですが、あくまでも受験するにあたりましては、内申等の資料は、当該校でつくるものでございますので、当該校の方で最後まで責任を持って見届けていくというのが基本的なスタンスではないかと思います。

○澤委員長 小島委員の質問に関連して、私の地域で、かつて自分の娘と同級生がやはり中学浪人、中学浪人という言葉は余り言ってはいけないのかもしれませんが。それはやはり親とか周りがきちんとサポートして、子どもが変な引け目というか、そうならないことも大事です。その子はもう成人されて、家業をやられているのかな。高校浪人、大学を受ける浪人は当たり前のようになっているのですけれども、もちろん親としても子どもとしても、そのような1年あけずに高校に行きたい。

ただ、やむを得ずそうなった場合に、やはり特に、親や周りがすごく大事なような気がしました。

○小島委員 できたら中からサポートをしてやってあげたい。

○横矢委員 それと追加みたいなものなのですけども、今どこにも行っていないという形を取った子は本当に少ないと思いますが、とりあえずしょうがないから、通信制に籍だけ置いておくという形の方法をとるのと同じようなレベルで、この先どうするのかということを迷い迷いしているという様子が見てとれますので、そういう子たちも一緒に見ていければと思います。

○澤委員長 教育委員会としてできることはなかなか限度があるでしょうけれども。

それではよろしゅうございますか。ではありがとうございます。

第3 協議事項

1 学校選択希望制の見直しについて

○澤委員長 それでは、最初に申しましたように、日程第2に予定されていました協議事項に入らせていただきます。

資料ナンバーの2でございますけれども、学校選択希望制の見直しにつきまして、学務課長、よろしく願いいたします。

○学務課長 資料ナンバー2になります。学校選択希望制の見直しについて（案）でございます。

まず、説明を始める順番なのですけども、8ページからご覧いただければと思います。

これまで、学校選択希望制については、平成18年度、平成19年度に検討を行ってまいりました。それを一たんここで振り返ってみたいと思います。

平成18年度には、教育委員会の中で学校選択希望制の検討会を立ち上げまして、これは教育委員会と学校関係者で構成され、見直し案を検討してまいりました。これについては、学校選択希望制に関する検討会報告という形で、平成19年6月12日にこの委員会に報告をしております。それと同時に、地域やPTAの方の意見徴収をやってきております。これにつきまして、主に地域教育会議、この赤坂のタウンミーティングとか、中学校区ごとにございます共育懇談会等に私どもの職員が行きまして意見を聞いてきてございます。平成19年1月9日に教育委員会でも協議事項ということで、皆様のご意見をいただいているところでございます。

平成19年度になりまして、学校選択希望制に関する検討会の方に報告書について、6月12日に報告。その後7月に区民文教の方にその報告書について報告をしております。再度、7月10日に教育委員会において協議をしております、8月7日に選択希望制の見直しに関する日程について、どのようなスケジュールでいくかという部分についてまたご報告を差し上げてございます。そこで区民参加手続きを取っていかうということになりまして、9月5日、意見聴取をします、区民からの意見をいただきますということで、常任委員会の報告には報告をし、10月から12月いっぱいまで区民参加という手続きを取っております。

それと同時並行的に、共育懇談会を私ども職員が回りまして、区民の方の意見を、保護者、地域の方の意見をいただいております。今年の3月に、区民参加手続きの意見の結果はホーム

ページ上で公表をしております。

次に、それではどのような意見が出てきたのかという部分でございますが、5ページになります。共育懇談会では、学校選択希望制に関する意見についてもいろいろ出てきております。これと同時に、先ほど申し上げました、区民参画手続きにおける意見というのもございます。この区民参加手続きによる意見というのは、合計で6件上がってきております。それとここに書いてあるのはそれ合わせて、共育懇談会で出た意見と合わせて記載をしているところでございます。

まず、地域との連携に関する部分のご意見でございます。小学校のときは、特に地域とのつながりが大切である。同じ地域に住んでいる子が違う学校に通うのは不自然である。子ども会でのコミュニケーションが不足しているとの意見がございました。また、本当に保護者、学区域外から来ている保護者は学校に来られないことが多くて、PTA活動にも参加できない状況があるということ。選択制の良い面も認めるけれども、やはり地域を大切にしてほしいという意見。毎年抽選になっている学校につきましては、学区域外から多く入学してくるため、地域活動は活発でないというご意見。公立学校は地域の協力の上に成り立つので、入学前に地域活動への協力を約束させてほしいというご意見などがあります。

通学上に関するご意見もあります。やはり、学区域外から通いますと、どうしても通学距離が長くなるということで、そういったことの観点からのご意見がございました。学校間格差についてのご意見もありました。放課GO→の存在が非常に大きいというご意見や、風評に左右されがちで、学校の風評に左右されて学校間格差が生じているのではないかとというご意見もありました。また、学校側がなぜ選択されないのかを考えるべきというような厳しいご意見もございます。また、どの学校を選んでも、人数のばらつきがなく、同じ教育が受けられるように公立はしておくべきであるという意見もございます。

学校の魅力という部分では、これも部活の話が非常に多くて、中学校では部活をグラウンドが狭いので、思い切り体を動かせないとか、部活の種類は多くても部員が少ないということですか、学校の特色としてもっと部活をアピールすれば良いのではないかとというご意見もございました。

裏のページにいきまして、次に「きょうだい」優先枠でございます。今、小学校だけですが、「きょうだい」優先枠を選択制において実施しております。「きょうだい」一緒の方がいいというご意見は多ございます。また、「きょうだい」関係優先というのが、保護者にとってはいい制度なのですけれども、私立を考えると、「きょうだい」別々は当然であり、個々人の選択であるというご意見もあります。「きょうだい」であっても、学校は自分の意思で選ぶべきものであるため、「きょうだい」の優先には反対であるというご意見。「きょうだい」で一緒に登校、通学するのが防犯からいっても良いのではないかとというご意見があります。

あと抽選に関しても幾つかご意見が上がってきております。学区域からの抽選には居住に疑義のある人を厳重にチェックするべき、居住調査をすることは周知しておくべきであるということ。私立受験に失敗して公立の抽選対象校に入学する子と、最初から、真剣にという、多分最初から公立を希望していて、その学校に行きたい子を同列に扱うのもどうかというご意見。繰り上がらない人

のことを考えると、第3希望まで希望選択させてほしいというご意見があります。

制度全般的として、次の四つが上がってきております。選んで入学したのだから、学校が何かしてくれると思っている保護者が多い。公立はできる範囲が限られており、私立とは異なるということを保護者が認識していないというご意見。公立学校は児童・生徒を選べない。私立とはその辺が大きく違う。選択の自由があるのならば、逆に制約や規制もあってしかるべきということです。選択制は親が学校について調べることになって、教育に対する意識が高まるということで良いではないかということ。子どもが選択で入学したけれども、制度自体はいいと思う。時間をかけて検討してほしいということ。このほか、小学校についても区内全域から選択できるようにやってほしいというご意見もございました。意見としてはこのようなものが上がってきております。

それで、1ページ目に戻りまして、学校選択希望制の見直しについてということで、私どもの方で案をつくっております。大きく1番目は、就学についての考え方ということで、教育委員会として就学をどのように考えるかということを書いております。

子どもたちというのは家庭だけでなく、学校や地域社会で育っていくと、育まれていくことが大切だということです。その子どもたちを育てるにあたっては、家庭、学校、地域社会が相互に連携、協力し合いながら、それぞれの役割を果たす必要があるということです。

こうしたことから、子どもたちが入学する学校というのは、学校、家庭、地域が相互に協力し合える、しやすい、通学区域内の学校に入ることが望ましいと考えていると書いてあります。

また、ここは特に小学校までの子どもたちというのは、地域社会で行われるお祭り等のさまざまな行事に参加する機会も多いこと、また、防犯、安全という面からも通学区域の学校に就学することが望ましいのではないかとこの考え方を書いてあります。

2番、通学区域の学校と学校選択希望制ということで、現在、教育委員会としては、地域の学校に通うことが望ましいということで、子どもたちの就学先は学区域の学校を基本として考えています。これは、選択制を実施していても、通学区域の中、お子さんが通学区域の学校を選ばれる、学区域の学校を選ばれる際には、抽選などすることなく、優先的に入学しているということから、基本はこういう考え方を今も持っています。

一方で、現在は学校選択希望制を実施しているわけですが、この制度のねらいというのは特色ある学校づくりに寄与するということ、また、学校の職員の意識を変えるということ、あと保護者自身の学校に対する意識と責任を高めるといったことを目的として開始されたものです。

現在、平成15年に導入してまいりまして6回実施してきておりますが、この選択制について、教育委員会では実施しているアンケートでは、おおむね7割以上が希望の継続を望んでいる。また、現在、実際学区域外の学校を選ばれている方は、小学校では全体の25%である。中学校では約半分、50%の方が、実際に選択制を利用して学区域外の学校に就学をしていらっしゃいます。

この選択制の実施によって、学校側も自分たちの教育活動を見直したり、特色ある学校づくりに取り組んでいたりしています。保護者の学校に対する関心も深まってきてなど効果もあるということとはあります。

こうしたことから、学校選択希望制自身は継続していきたいと考えておりますが、地域の子ども、特に小学校までの児童は、学区域の学校に就学することが望ましいという考えのもと、学校選択希望制との運用面を少し見直していきたいと考えております。

そのいろいろな見直しの内容が3番の「きょうだい」枠の優先枠の廃止でございます。基本的に学校選択希望制というのは、本来は自由な学校選択ということを趣旨として、入学したい理由について問わない制度です。希望の学校に「きょうだい」がいるということだけで、一部のお子さんを優先することは制度の趣旨を逸脱していて、「きょうだい」のいないお子さんとの比較においては公平性の観点から問題があるということです。このため、「きょうだい」の優先枠は廃止するということにするということです。

学区域外からの希望が多い学校については、これまでどおり抽選で決めていきますけれども、「きょうだい」枠がなくなることから、当然、抽選の結果、繰り上がらなかった場合、「きょうだい」が別々になることもあると考えます。今後、同じ「きょうだい」が同じ学校に入りたいということであれば、通学区域の学校をお勧めしますということにしております。

最後、抽選対象校となった場合でも、通学区域にお住まいの方が学区域の学校に行かれる場合は、必ず受け入れを行ってまいります。

この「きょうだい」枠を廃止することに伴いまして、経過措置ということで、これまで「きょうだい」枠があることを前提にしていろいろお子さんの就学を考えてきた保護者もいらっしゃるかと思いますので、現時点での小学校に「きょうだい」が在籍している方の妹・弟については、経過措置として受け入れを行っていかうということを考えております。また、この学校選択希望制の「きょうだい」枠の廃止にあわせて、指定校変更の基準になっております「きょうだい」関係があれば、指定校変更を認めるという基準がございますが、その案については削除していきたいと考えております。

4、就学にあたって保護者にお願いしたいことということで二つ挙げておりまして、やはり学校教育活動、地域行事、PTAへの参加協力をお願いしたいということをおわせて行っていきます。また、通学上の安全確保ということで、どうしても学区域外から通われるお子さんにつきましては距離が長くなりますので、保護者の責任により、安全管理をお願いしますということを考えております。

続きまして、1枚めくっていただきまして4ページでございます。これは参考資料ということでつけておりますが、「魅力ある区立学校づくりのためのアンケート調査結果」ということで、平成19年に実施したものでございます。これは一番下の方の欄で、これは選択制についての考え方を問うたものの答え、割合を示しております。継続してほしいか、してほしくないかという部分でございますが、合計で続けてほしいと答えた方が51.3%、これ下の段が割合になっております。どちらかといえば続けてほしいというのが21.4%という形で、おおむね7割の方は続けてほしいという意向でございます。

続きまして、7ページでございます。これは学校選択希望制希望導入後の状況ということで、導

入前と導入後ではどのぐらいの方が学区域外から通われるようになったのかという部分を示しております。上の欄が小学校で下の欄が中学校でございます。選択制を導入してきてからはおおむね25%ぐらい、多少前後に含めますけれども、25%程度の方が学区域外の学校を選択してきているということでございます。中学校にいたりましては、現在大体50%以下のところで40から50の間で推移をしてきているという状況でございます。

最後でございますが、ページが振られていない、「きょうだい」優先枠による入学の状況がどうかということでございます。平成18年度は抽選対象校だけを書いておりますが、平成18年度は赤羽小学校は「きょうだい」優先枠より入学者が20名いまして、それ以外の方は全く入学できないという状況が平成18年度には生じておりました。今年度におきましては、そういった極端な状況は見られませんが、大体10名程度、毎年抽選になる赤羽小学校、白金小学校あたりは、毎年10名程度「きょうだい」枠の方がいらっしゃるということでございます。

真ん中の抽選対象者というのは、「きょうだい」の人を除いた、「きょうだい」のいない方という言い方になりますけれども、その人数がいまして、そのうち繰り上げで入られた方が一番右の欄にあるということでございます。

本日、協議事項ということでお出ししておりますので、この学校選択希望制の見直しについて、ご議論いただき、ご意見をちょうだいしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。学校選択希望制の見直しにつきましては、ここ2年ほど重要な課題となっておりますけれども、これにつきまして案をもらいました。ご意見あるいは質問等よろしく願いいたします。

これは確認ですけれども、最後の数値の表題、優先枠による入学状況で、抽選対象者数というのと、繰り上げ人数というのは、抽選の結果、入れた人という意味ですか。

○学務課長 そうです。抽選対象者の中で抽選を行って、その結果、繰り上げができた方が、芝小学校であれば13人という形になります。

○澤委員長 そういうことですね。

○学務課長 引き算をしていただければ、25人は落選といったらあれですけれども、辞退なさるか希望がかなわなかった方になります。

○澤委員長 ですから、例えば平成18年度は極端な例でしょうけれども、赤羽小学校の場合には、もう「きょうだい」優先枠が20名いたので、抽選対象者数が31名だったけれども、だれも入れなかったということになるわけですね。

○学務課長 抽選は行いましたけれども、結局だれも入れませんでした。

○澤委員長 ですから、どのぐらい入れる枠があって、その中で「きょうだい」優先枠で決まってしまうパーセンテージが本当は欲しい。要するに、「きょうだい」優先枠というのが、今回の見直しの一番の具体的な教育委員会としての課題ということなので、その辺のこと等に関してご意見、ご質問等よろしく願いいたします。

○小島委員 確かに「きょうだい」がいるから優先するというのは、公平の観点から見るとおかしいといえおかしいことですよね。それで、まして今の平成18年度の赤羽小学校のような事態が起きてしまうと、やはりこれはまずいという感じがします。「きょうだい」枠という優先枠は廃止するのもやむをえないかという気がします。

○澤委員長 その辺、委員長という立場ではなくて、先ほど申し上げましたように、2年間ほどこの問題というか課題がありました。小学校は6年間あるので、運動会とかいろいろな行事で6年間違う学校に行ってしまうということは、現実的に見ると、保護者にとってちょっとかわいそうだと。そういうこともあって「きょうだい」優先枠というのができてきたので、小島委員が言われるように、公平性の観点からいくと基本的には問題という。ただ、現実的にそういうことがあって、妥協策というとおかしいけれども、当時は一番いいのは「きょうだい」を優先する方がということだったのでしょう。それで私、下の「きょうだい」優先枠という数値で、どれだけほかの人を排除してしまっているかという数値が非常にはっきり出ているとやはりこれはまずいのではないかということになるのかと思います。

○五味原委員 確かに「きょうだい」枠というのはこれは非常に問題点だと、スタートした後に出てきた数字を見ながら、一つの問題点としてずうっと提起されてきたわけです。どうも全体を見ると、今ここに挙がっている学校にはかなりまだ他区からの入学者というのが結構います。それも合法的に、お母さんとお子さんだけがちゃんと住民票を出したりして、そういう方はちゃんと住んできていらっしゃる。だけれども、区からするならば、お父さんはそうではないので、税金は何もなしという。この辺の問題点というのもやはり検討する必要があるだろう。ここで締めつけるだけかというのはいかがなものかというのものではないかという気がします。

○小島委員 住民票がある以上、どうしようもないところです。

○学務課長 私ども、毎年、10月1日に学齢簿を編制するわけです。特定の学校につきましては、10月ごろですか、7月8月とかそこら辺からの転入についてはすぐ調査しております。そういったおかしい、母子だけで転入してくるとかという話になりますと、必ず居住調査をかけて、住んでいるかどうかの確認をしております。そういった事務局としてもいろいろ努力はしておるところです。

○五味原委員 それは事前に早くからやっていたいから、一部にはあきらめてということで、入学してしまってから、悪い言い方をすれば、資格がないということで出ていく人は割合少なくなっている。事前に例えば水道料金とか電気料金を見たりいろいろなことをしているから、そういう面では確かになくなっているということは言い得るだろう。ただ、現実には借りて、生活をしていないという方もどうもいるような気がするのです。これはちょっと調査をしづらいけれども、私などはある一部の学校もしくは全学校について一度ぜひ見てみたいのは、PTAもしくは担任が持っている緊急連絡先のリストを非公開でいいですから見てみたいと思うぐらいです。

○小島委員 情報非公開の点からどうなんですか。

○五味原委員 ただ前から言っているように、学校自体は実態は知っているけれども、実際に通学

証明書、定期を買うための証明書を出さないとか云々とかということはおやりのようですが、この辺はやはりまだまだ問題点があるのではないかと。片一方でこうやって締めつけをしながらという面もあるのかという気がするのです。

○澤委員長 五味原委員が言われているような、そういう問題点も抱えておるのでしょうけれども、今回の学校選択希望制の見直しという観点につきましては、教育委員会としては基本的には学校選択希望制を維持するということです、これは今学務課長からの説明の中でアンケート等でも、特にこの小中学校、幼稚園、要するに小中学校に関係の深い方のアンケートではもう70%以上が賛成というか、続けてほしいということです。一方で、地域に戻ると、先ほど共育懇談会等のご意見のように、地域の結束といいますか、そういう視点から見ると、学校選択希望制はどうかというような意見も我々も現場で聞いたりしております。そういう問題点、100%みんなが、もろてを挙げて賛成できるようなパーフェクトな制度ではないことは確かです。

各学校が特徴ある学校づくりを目指しているという中で、区民の皆さんにそういった魅力に基づいて学校を選んでいただくという方向というのは大事なことはないのか。天から与えられて、お上から与えられてこの学校行きなさいという、発展途上国であれば、そういった考え方もよかったのかもしれませんが。そういったこともあって、学校選択希望制を導入したという経緯があります。ただ、この「きょうだい」枠についての見直しは確かに考えなければいけない。そういったことで、時間も来ましたが、学務課長、ちょっと私から、これは私の個人的な意見なのですが、就学についての考え方と、これは学校、家庭、地域が連携してということは基本的な考え方ではあります。ただこの1番だけ読んでみると、何で学校選択希望制あるのかという疑問がでてしまう。

○小島委員 そのときそのときのポイントの置き方が違う。

○澤委員長 そうではなくて、基本的にはそのような考え方ですけれども、一方で魅力ある学校づくり、それを希望する方に門戸を開くという学校選択希望制の考え方もあるのではないかと。

○小島委員 そこまで踏み込むと、この文章確かにちょっとという気はしていますけれども、ただ微妙な難しい点があるから。

○澤委員長 何かその辺の学校希望制を導入した理念という大げさな言葉ですけれども……。

○学務課長 この辺を少し修正します。

○教育長 これは就学についての考え方というのが最初に来て、そして2番目に通学区域の学校と学校選択希望制度、希望制度と制度について書いてあります。これ順番がやはり変えなくてはならないのかもしれませんが。やはりこれについてと言うと、制度についての目的をやはり書いていけば、そうしたらちょっと表現が変わってくるだろう。この辺はまた検討してもらおう。言わずもがなのこともたくさんあります。その辺も少し整理整頓をする必要があるだろうと思います。その辺も少しご意見をいただきながら改善していった方がいいと思います。

○五味原委員 この選択制を採用したところを考えると、採用していなくても何かの理由をつけて、学区域外の学校に行った方が、当時として確か私14、5%あったと思うのです。それが実際に今

結果として見てみると、学校選択希望制になってもっとふえるかと思ったけれども、25、6%でおさまっているということで、それなりに非常にいい動き方をしているのではないかな。常識を持って、皆さん、区民の方々がおやりになっているのではないかな。続けた方がいいというアンケートの答えが75%ですか、70%強。しかし、実際にお子さんが来ていらっしゃる方がこういう内容。ですから、選択制というのは、これは以後も続けるべきであろう。ただ一つ問題点というのは、痛しかゆしなのですが、「きょうだい」枠という問題点で、片側から見れば不公平である、片側から見ればそれはかわいそうである。この辺の問題点ではないかという気がします。

○澤委員長 五味原委員のを補足すると、小学校の場合には、地域的に言うと10%ぐらいふえて、大体25%ぐらいである。中学校の場合には50%近くまでいっているというのは、中学生はある意味で行動範囲も広いし、それから大きなところでそれこそ切磋琢磨してもらいたいという保護者、あるいは子どももいれば、もうちょっと落ち着いた、小じんまりとした環境で教育を受けさせたいというニーズもあるでしょうから。ですから、かなり言い過ぎですけども、活用していただければという、そのような印象もあります。学務課長、いろいろな意見を出してもらったので、その辺をちょっと加味してまた。

○小島委員 1点だけ、「きょうだい」優先枠が問題になっていますが、この選択希望制において、地域との連携が崩れるのではないかというのが、見直し理由として一番だったと思うのです。ですから、それに対する教育委員会として、この選択制によって、特に小学生の場合の地域との連帯その他についてはこうあるべきだとか、あるいはこうしてほしいとか何か改善策的なものをここにに入れてみたらどうですか。

○横矢委員 それプラスなのですけども、多分「きょうだい」枠がもうなくなると思いますけれども、そうした場合に2人の子どもがいるというのは多いですので、そうしたら地域とどうかかわり合いができるのかというのは、まだ皆さん見えないと思うので、そのときに例みたいなものを見せてあげる、このような形だという、はっきり見えるように。

○小島委員 また難しくなってきた。

○横矢委員 簡単にしやすいと思うのです。モデル、それと声みたいなもの、こういうふうな生活ができるのだというのをもうちょっとシミュレーションできるようにしないと、これ混乱すると思うのです。

○澤委員長 私などは地域地域と言っているけれども、地域の連帯をとるために小学校に縛りつけたらば、地域の連帯とれるのか。地域そのものが町会も含めてもっと活性化するような方向に流れていかないで、ただ選択希望制が足を引っ張っているというのは。

○小島委員 地域との連帯が薄れるという点を教育に結びつけるのも如何かという気もします。

○澤委員長 横矢委員の言われていることを発展的に考えると、もっと違った視点で地域を活性化するというのをいろいろやらなくてはいけないのではないかな。

○教育長 選択制ができたから地域が希薄になったというのは極めてこれは感情論であって、選択されている学校では地域は活性化されていて、選択されていない学校の地域は活性化の逆の方向に

いっているのかということのようなことはないと思います。

それからもう一つは、選択されている学校の保護者が、地域に協力していないとか云々、もっとしてくれとか、言うのですけれども、多く選択されている学校のPTAというのはかなり活性化しているのです。ですから、その辺は冷静にこちらでも分析をする必要があるのではないかと。もっと大事なのは学校というのは地域があって学校があるわけで、学校があって地域があるわけではないので、学校の成り立ちというのは、あくまでもそこにいた住民がいて、そこで教育を受けさせたいということで学校というのはできてきているという現実がありますので、もっとやはり学校と親とそれから地域が常に話し合って、よりよい教育環境をつくるのだ、それが地域の活性化につながるのだという方向で努力をしていくということをやはりこちらとしてもお願いしていく、働きかけていくということが大事なのではないかと思います。

○横矢委員 何か具体的にやはり部活がすごく大きなポイントになっているのがわかったので、例えば人数が少ないところでも地域の先生がいて、クラブではなくても教えてくれるシステムとかつくれるかもみたいなことが見てとれれば、親は気持ちが変わると思います。そういう何かソフトな見せ方で地域にそっとなじませていく方法がないかと思います。

○澤委員長 今の視点は中学校と小学校では大きく違いますね。

○五味原委員 中学校と小学校は別に論じなくてはいけません。小学校で見ますと、確かに平成20年度の対象になっているのが6校なのです。確かに施設の大きさその他によってなのですから、従来から見ると、これスタートしたところから抽選というのは大体2、3校でしたのが、ここに来て6校できている。これだけ希望者が多くなったということは、ある意味においては魅力のある学校になったのか、何かしら、そういうことも考えられるのではないのでしょうか。

○澤委員長 わかりました。では学務課長、何かいろいろ難しい内容ですが、よろしくお願いいたします。

それでは、時間になりましたので、庶務課長事務取扱 参事、何かほかにありますか。

「閉 会」

○澤委員長 それでは、以上をもって閉会とさせていただきます。次回は5月27日火曜日、午前10時からの予定でございます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(午後12時15分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 横矢 真理